

信濃町農業 IoT 実装推進環境開発委託業務仕様書

1. 業務名 信濃町農業 IoT 実装推進環境開発委託業務

2. 事業の目的

本業務は、本町の農業経営体が抱える、農業担い手や労働力不足などの課題に対して、IoT・ロボティクスの導入・実装により解決を図り、安定的に営農できる技術やノウハウ・体制の構築を目指すものである。また、特別豪雪地帯にある本町の特徴を生かした、雪中野菜の栽培振興に IoT を活用して、育成方法のデータ取得等により取組むことで、長年の課題である年間を通じた農業収入の確保を目的とする。

本事業は、初年度のアセスメントフェーズ、次年度のデプロイフェーズ、翌年度の運用実験フェーズの大きく 3 フェーズに分け、数年間で段階的に進行していく。

3. 履行期間 契約締結の日から令和 2 年 3 月 27 日まで

4. 業務の概要

- (1) 事業全体の関係者へのヒヤリングとアセスメント（事業調査、実行計画）
- (2) 水田の畦畔部分の自動草刈り機 PoC（Proof of Concept、概念実証）開発
- (3) 雪下野菜栽培効率化に資する各種センサーやデータ統計環境の PoC 開発
- (4) 上記 PoC を統合的に管理するシステム開発
- (5) リソースシェアリングする為のモデル構築とオペレーション計画策定
- (6) 上記 PoC の現場実用性を評価するための、町内農業従事者へのヒヤリング
- (7) 上記 PoC の町内農業従事者へのデモンストレーション
- (8) 本事業の Web サイト制作、広報活動と取材対応

5. 報告書等の作成

4 の (1) から (8) の業務にかかる成果品として、次のものを提出する。

- ① 調査等にかかる報告書（中間まとめ 1 回、最終まとめ 1 回）
- ② その他当該業務に付随する資料で、本町が求めたもの
- ③ 報告書の提出部数は各 1 部（製本不要）とする。なお、成果品（報告書等）の提出時期については、本町が指定する。
- ④ 報告書にあっては、見やすさ・読みやすさを工夫し、報告書作成のために収集・作成等した資料等をわかりやすく取りまとめること。
- ⑤ 成果品に係る電子データ一式（本町が指定する媒体）を提出すること。なお、データ形式は、マイクロソフト Word、Excel、PowerPoint 並びに PDF 形式とし、バージョンについて本町と協議することとする。

6. スケジュール

令和元年 7 月～10 月

調査の実施

10月下旬	中間まとめ報告書の提出
11月～令和2年2月	調査の実施
3月	最終まとめ報告書の提出

7. 注意事項

- (1) 受託者は、この業務の配置予定者について次のとおりとしなければならない。受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置し実績を確認できる書類の写しを提出しなければならない。
- (2) 受託者は、信濃町個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、本町職員と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、町内に POC 開発や実験の拠点を有しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たり、業務に関わる関係法規及び関係条例を遵守しなければならない。
- (6) 受託業務に文献やその他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。また、著作権等の侵害を行わないこと。
- (7) 委託業務の成果品の著作権はすべて信濃町に帰属する。ただし、今後特許等への申請に必要とさせる技術はこの限りでない。
- (8) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに産業観光課が必要と認める訂正、補正、その他必要な処置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (9) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8. その他の事項

業務仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合、別途協議するものとする。